

議 第 56 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例の制定について

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例

(熊本市営住宅条例の一部改正)

第1条 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「で、次に掲げる」を「であって、法の規定による国の補助を受けて市が建設、買取り又は借上げをした」に改め、同号ア及びイを削る。

(熊本市特定優良賃貸住宅管理条例の廃止)

第2条 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例（平成6年条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提出理由)

本市の特定優良賃貸住宅制度の終了に伴う必要な規定の整備等をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例

【第1条関係】熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条 【略】 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市営住宅 市が低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設であって、<u>法の規定による国の補助を受けて市が建設、買取り又は借上げをしたもの</u> <u>【削る】</u> <u>【削る】</u> (2)～(8) 【略】 第3条～第69条 【略】 附 則 【略】	第1条 【略】 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市営住宅 市が低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設<u>で、次に掲げるもの</u> <u>ア 市が建設、買取り又は借上げをしたもので、法の規定による国の補助に係るもの</u> <u>イ 市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく特定優良賃貸住宅として建設し、その後特定優良賃貸住宅としての用途を廃止したもの</u> (2)～(8) 【略】 第3条～第69条 【略】 附 則 【略】

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。